

# 随意契約理由

令和4年(2022年) 4月 1日

契約担当課名	健康政策課
発注担当課名	健康政策課
契約名称	特定保健指導の業務委託について(一翠会)
契約内容	特定保健指導業務の業者委託事業
契約締結日 及び契約期間	契約締結日：令和4年(2022年)4月1日 契約期間：令和4年(2022年)4月1日から 令和7年(2025年)3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市都島区友渕町2丁目8番8号 医療法人 一翠会
契約金額	動機付け支援終了者：10,065円(税別)／人 積極的支援終了者：28,123円(税別)／人
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 特定保健指導は、対象者が自らの生活習慣の課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自ら導き出し、継続できるよう、専門的知識と資格を有した者が実施するもので、専門性の高い業務となっています。 効率的、効果的な業務の実施と、特定保健指導の質を確保するため、ノウハウと実績を有する業者である必要があります。

特定保健指導を利用する市民のアクセスのしやすさを考慮し複数の業者と契約締結する必要があるため、競争入札方式は本業務委託には適しません。

また、オンラインによる特定保健指導を選択でき、対象者のニーズや生活スタイルに合わせた実施が可能です。

これらのことより、同社と随意契約するものです。